

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱

制 定 まち住計第94号平成20年5月23日

最近改正 建住再第396号令和5年1月11日

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの共用部分又は敷地のバリアフリー化等工事を行おうとする横浜市内のマンションの管理組合に対して、これに要する費用の一部を補助することにより、マンションの管理の適正化の推進および日常生活の利便性の向上を図り、マンションの良好な居住環境を確保および良好なストックを形成することを目的とする。

2 マンションの共用部分のバリアフリー化等工事に係る補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) マンション

二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

(2) 管理組合

マンションの管理を行う区分所有法第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(3) 共用部分

区分所有法第2条第4項に定める「共用部分」をいう。

(4) 敷地

区分所有法第2条第5項に定める「建物の敷地」をいう。

(5) バリアフリー化等工事

高齢者、障害者等が安全かつ円滑にマンションを利用できるようにするために、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下、「移動等円滑化経路」）等において、バリアフリー性能を向上させる次に掲げる施設を整備する工事をいう。

ア 敷地内の通路

イ 駐車場

ウ 出入口

エ 廊下等

オ 階段

カ 傾斜路

キ エレベーター等

ク 便所

ケ 浴室等

コ 標識

サ 案内設備

(6) 移動等円滑化経路

次に掲げるいずれかの経路をいう。

ア 道等から住戸までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車いす使用者用便房までの経路

ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設から住戸までの経路

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次条で定める工事を行うこと及びその経費について当該マンションの管理組合の規約に基づき適切に意志決定がされたマンションの管理組合とする。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、マンションの共用部分又は敷地においてマンションの管理組合が行うバリアフリー化等工事とする。

2 前項におけるバリアフリー化等工事については、市長が定めた構造方法を用いるものを対象とする。

3 第1項に掲げるもののうち、第2条第5号ア、オ及びカについては、手すりのみを設置する工事で、市長が定めた構造方法を用いるものも対象とする。

4 前3項に掲げるもの以外の場合で、市長が認めるもの。

(補助対象)

第5条 市長は、事業計画の承認を行ったマンションの管理組合に対し予算の範囲内で、バリアフリー化等工事及び第4条第4項に規定する工事に要する費用(国内消費税及び地方消費税相当額を除く。)に3分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額(1管理組合当たり30万円を限度とする。ただし、第2条第5号ア、オ及びカに係る工事のうち手すりの新設のみを行う工事の場合については、1管理組合当たり30万円又は住戸1戸当たり8,000円のうち低い額を限度とする。)を補助することができる。

(指導、監督)

第6条 市長は、マンションの管理組合に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な助言、勧告等を行うことができる。

(事業計画の承認)

第7条 この要綱の適用を受けようとするマンションの管理組合は、あらかじめ事業計画書(第1号様式)に関係書類(工事金額が100万円以上の場合、市内事業者(横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。)により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積りを徴収するものとし、入札の結果がわかる書類又は見積書の写しを含む。)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、事業計画書の提出があった場合において、当該事業計画の内容を審査の上、適切であると認めた場合は、事業計画承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による計画の承認を通知する場合において、必要があると認めるときは承認通知に条件を付することができる。

（事業計画の取り下げ）

第8条 前条第1項の規定により、事業計画書を市長に提出した者が、申請を取り下げるときは、速やかに事業取下届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（変更承認等）

第9条 第7条第2項の規定により、市長の承認を受けた者が事業計画の内容を変更（次の各号に掲げる変更に限る。）しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助予定額の増額を伴う変更
- (2) 整備施設の種別又は位置の変更
- (3) その他市長が必要と認める変更

2 市長は、前項の申請を受理したときは、申請内容を審査し、適切であると認める場合は、事業計画変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（工事の取りやめ）

第10条 第7条第2項の規定により、市長の承認を受けた者が工事を取りやめるときは、速やかに事業取止届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（工事完了報告及び補助金交付申請）

第11条 第7条第2項の規定により、市長の承認を受けた者は、バリアフリー化等工事が完了したときは、工事完了報告書・補助金交付申請書（第7号様式）に関係書類（工事に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1件の金額が100,000円未満のものを除く。）及び、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを含む。）を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第12条 市長は、前条に掲げる工事完了報告書・補助金交付申請書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付額を決定し、補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第8号様式）により申請者あて通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条に掲げる通知を受理したマンションの管理組合は、補助金交付請求書（第9号様式）により、市長に対し補助金を請求しなければならない。

（マンション登録）

第14条 本要綱に基づく補助を受けるマンションの管理組合は、第7条第1項に基づく事業計画書を市長に提出するまでに、横浜市マンション登録制度要綱（平成16年3月31日制定）に基づく登録（登録申請中を含む。）をするものとする。

（実施の細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は建築局長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第 7 条第 2 項の通知をした事業計画に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第 7 条第 2 項の通知をした事業計画に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第 7 条第 2 項の通知をした事業計画に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

横浜市長

施 行 者 (マンション管理組合)

〒
住 所

氏 名 管理組合

理事長

電 話 ()

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 事業計画書

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度の適用を受けたいので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

建物名称			
所在地	(住居表示) (地番表示)		
敷地面積	m ²	階 数	地上 階 地下 階
建築面積	m ²	延べ面積	m ²
構 造		棟数・住戸数	棟 戸
工事完了予定	年 月 日		
補助事業への同意	<input type="checkbox"/>	事業の実施にあたっては、マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。	

(添付図書)

- (1) 位置図
- (2) バリアフリー化等工事に係る見積書等
- (3) 補助対象等を表示した関係図面等（チェックリスト、平面図、立面図、断面図等）
- (4) 現況写真（撮影位置を図示すること）
- (5) マンション管理組合の管理規約
- (6) 区分所有法第17条に定める共用部分の変更に係る議決書
- (7) 横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業の利用に係る議決書
- (8) その他市長が必要と認める図書

※ 添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

※ 平面図等に、移動等円滑化経路及び補助対象工事部分を明示すること。

様

横 浜 市 長 印

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 事業計画承認通知書

年 月 日に提出されました横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業に係る事業計画書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第 7 条第 2 項に基づき通知します。

1 承認対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
補 助 対 象 工 事	
補 助 予 定 額	

2 承認の条件等

- (1) この補助金の対象となる事業は、事業計画書記載のとおりとします。
- (2) この事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第 4 号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けてください。
- (3) この事業を取止めるときは、事業取りやめ届（第 6 号様式）を市長に提出してください。
- (4) 横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱その他法令等に違反した場合は、この承認を取り消す場合があります。

年 月 日

横浜市長

施 行 者（マンション管理組合）

〒
住 所

氏 名 管理組合

理事長

電 話 （ ）

事 業 取 下 届

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第8条の規定に基づき、次の通り届け出ます。

建物名称	
申請年月日	年 月 日
取り下げの理由	
備考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

(注意)

- 1 届出者は、事業計画書の施行者となります。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 2通作成してください。

第4号様式

年 月 日

横浜市長

施 行 者 (マンション管理組合)
〒

住 所

氏 名 管理組合

理事長

電 話 ()

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 事業計画変更承認申請書

年 月 日 第 号で事業計画承認の通知を受けた標記事業については、次のとおり事業内容を変更したいので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第9条第1項の規定により、関係書類及び図書を添えて申請します。

1 承認対象建築物

2 変更内容

3 変更理由

4 関係書類及び図書(別紙のとおり)

(注) なお、添付図面等は変更に係る部分のみ添付すること。

様

横浜市 長 印

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 事業計画変更承認通知書

年 月 日に提出されました横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業に係る事業内容変更承認申請書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第9条第2項に基づき通知します。

1 承認対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	

2 変更内容

3 変更後の補助予定額

年 月 日

横浜市長

施 行 者 (マンション管理組合)

〒

住 所

氏 名

管理組合

理事長

電 話 ()

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 事業取止届

年 月 日 第 号で事業計画承認の通知を受けた標記事業について、事業の取りやめをしたいので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第10条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 事業を取りやめる建物の名称
- 2 取りやめる理由
- 3 添付書類 事業計画承認通知書の写

横浜市長

施 行 者 (マンション管理組合)

〒
住 所

氏 名 管理組合

理事長
電 話 ()

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 工事完了報告書・補助金交付申請書

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱に基づき、承認を受けたバリアフリー化等工事が完了し、補助金の交付を受けたいので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建 物 名 称	
所 在 地	
事業計画承認通知書番号 (事業計画変更承認通知書番号)	(年 月 日 第 号 年 月 日 第 号)
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 対 象 工 事 費	円
補 助 事 業 へ の 同 意	<input type="checkbox"/> 事業の実施にあたっては、マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。

(添付書類)

- (1) 工事請負契約書の写し（バリアフリー化等工事に係る費用の内訳書を含む）
- (2) 完成写真
- (3) その他市長が必要と定める書類

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業
補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日 第 号で事業計画を承認した横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業補助金については、先に提出された工事完了報告書・補助金交付申請書を審査の結果、次のとおり決定したので、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱第12条の規定により通知します。

1 補助金交付対象となる建築物

建 物 名 称	
所 在 地	

2 交付確定金額

円

3 補助金の交付条件

- (1) 補助の対象となった部分については、事業完了後も補助金交付申請のとおり維持管理してください。
- (2) この補助金は、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (5) 当補助金は、補助金交付請求書（第9号様式）を受けた日から30日以内に交付するものとします。

横浜市長

施 行 者 (マンション管理組合)

〒
住 所

氏 名 管理組合

理事長
電 話 ()

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業 補助金交付請求書

補助金交付決定通知を受けた、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業補助金を次のとおり請求します。

建 物	名 称 (マンション名)							
	所 在 地	横浜市 区						
補助金交付決定番号		年 月 日		第 号				
補助金請求額			百 万		千		円	
振込先金融機関		金融機関名	銀行 支店					
		口座番号	普通 ・ 当座					
		口座名義人	フリガナ					

(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。